

## ○千代田区男女共同参画センター運営協議会設置要綱

平成10年 8月25日10千総男女発第44号

(設置)

**第1条** 誰もが個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現を目指すため、千代田区内に在住・在勤・在学する者が集い、出会い、学び、活動する拠点となる千代田区男女共同参画センター（以下、「センター」という。）を、活力ある実践的な活動の場とするため、センター事業の企画及び運営等に関する協議の場として「千代田区男女共同参画センター運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) センター事業の企画・計画及び運営に関する事項
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する情報・資料収集、提供
- (3) 地域・職場におけるセンター事業のPR、要望等意見集約に関する事
- (4) 定期広報誌の掲載事項の企画検討、原稿収集等に関する事

(構成)

**第3条** 協議会は、区内在住・在勤者及び千代田区男女共同参画センター登録団体等より8名以内（以下「運営協議会委員」という。）で構成する。

(委員の委嘱)

**第4条** 協議会の委員は、区長が委嘱する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行なう。また、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置く。その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会の運営を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

**第8条** 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務局は、地域振興部国際平和・男女平等人権課に置く。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成10年8月25日から施行する。

**附 則** (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年10月15日14千政国発第118号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日24千政国男発第245号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日27千地国男発第16号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年4月1日5千地国男発第 号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。